

第 **1** 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成26（2014）年1月に「すべての人にとって、住みやすく暮らしやすい男女平等参画社会を実現すること」を目的に「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

平成28（2016）年3月には、平成23（2011）年度から令和2（2020）年度までの10か年を計画期間とする「多摩市女と男がともに生きる行動計画」（以下「第3次行動計画」という。）の中間見直しを行い、「男女平等と自立に支えられた男女共同参画社会の実現」を基本理念に、様々な取組を推進してきました。

一方、令和2（2020）年1月に実施した「令和元年度市民意識及び実態調査」の結果では、長年にわたり形成されてきた固定的性別役割分担意識^{*P95}や性差、ジェンダー^{*P95}に関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が依然として残っていることが見受けられます。このことから、今後においてもワーク・ライフ・バランスの実現や女性活躍の推進、配偶者等からの暴力（DV^{*P95}）の根絶、性的指向・性自認（SOGI）^{*P95}による差別や偏見の解消などに向けた取組を継続的に進めていくことが必要です。

また、令和2（2020）年当初より新型コロナウイルス感染症の拡大が本格化し、4月には国の緊急事態宣言が発令されました。感染拡大防止のための外出自粛や事業所への休業要請等により、市民の働き方や生活スタイルの見直し・変化が余儀なくされるなど市民生活に大きな影響が及ぶとともに、先の見えない不安定な状況からストレスが生じ、配偶者等からの暴力（DV^{*P95}）や性暴力が増加・深刻化したほか、女性の雇用や所得への影響などの問題もこれまで以上に顕在化しました。

このように、新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会的に弱い立場にある者により深刻な影響をもたらすことから、改めて男女平等参画の重要性を認識し、この状況を乗り越えていく必要があると言えます。

他にも、激甚化する災害やソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）^{*P95}を利用した人権侵害など様々な社会問題の解決に向けてより一層の危機感を持ち、男女平等参画の視点に立った取組を一段と加速させる必要があります。

本計画は、条例第9条に基づく男女平等参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものであり、第3次行動計画から継続して取り組むべき課題に加えて、ポストコロナ社会に向けたデジタル化の進展などの社会情勢等の変化による新たな課題のほか、平成27（2015）年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）^{*P95}にも適切に対応するものとしします。

2 計画の背景

(1) 世界の動き

国際連合では、昭和 50（1975）年を女性の地位向上のための「国際婦人年」を提唱しました。昭和 54（1979）年には、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、日本も昭和 60（1985）年に批准しました。

平成 5（1993）年には、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が国連総会で採択され、平成 7（1995）年には、北京で開催された第 4 回世界女性会議で現在まで女性の地位向上のための国際的基準となっている貧困や教育、健康など 12 の重大問題領域に沿って女性のエンパワーメント（その人が持つ力を引き出すこと）を図るためのアジェンダを記載した「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。この採択から 20 年が経過した平成 27（2015）年には、「北京+20」として第 59 回国連婦人の地位委員会が開催されました。また、同年 9 月には、ニューヨーク国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 の「持続可能な開発目標（SDGs）^{*P95}」が掲げられ、そのうちの 1 つに「ジェンダー平等^{*P95}を実現しよう」が含まれています。

平成 28（2016）年 5 月には、G7 伊勢志摩サミットが開催され、SDGs の採択を受けて、ジェンダー^{*P95}格差の解消や、女性の進出等について具体的な行動をとる指針となる「女性の能力開花のための G7 行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」が取りまとめられました。

また、世界経済フォーラムは、経済、教育、保健、政治の分野のデータから各国の男女間の格差を数値化したジェンダー・ギャップ指数を毎年公表しており、令和 3（2021）年に発表された日本の順位は 156 か国中 120 位と依然として低い状況となっています。特に、政治分野は 147 位、経済分野は 117 位と低く、全体の順位を引き上げています。

(2) 国の動き

◇第 5 次男女共同参画基本計画の策定

平成 11（1999）年に成立した「男女共同参画社会基本法」に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、令和 12（2030）年度末までの「基本認識」並びに令和 7（2025）年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めた「第 5 次男女共同参画基本計画」が令和 2（2020）年 12 月に閣議決定されました。

◇男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）の改正

平成29（2017）年に改正され、事業主に対して、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱の禁止や上司や同僚からの嫌がらせ、ハラスメントの防止に対する措置義務が規定されました。

◇育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）の改正

平成29（2017）年に改正され、育児休業などの対象となる子の範囲が拡大されるとともに、介護休業の分割取得、介護休暇・子の看護休暇の半日単位での取得ができるように取得条件が緩和されました。また、事業主に対して、育児休業等を理由とする不利益取扱の禁止や上司や同僚からの嫌がらせ、ハラスメントの防止に対する措置義務が規定されました。同年10月の改正では、子が1歳6か月以降も保育園に入れない場合は、育児休業期間を最長2歳まで再延長ができるようになり、あわせて育児休業給付の支給期間延長などの内容も盛り込まれました。令和3（2021）年1月からは、子どもの看護休暇・介護休暇を時間単位で取得することが可能になりました。

◇パワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）の施行

令和2（2020年）年に改正され、職場におけるパワーハラスメント*^{P95}防止のため、企業は、防止に向けた啓発や罰則規定等の制定、苦情などに対する相談体制の整備、被害者への配慮と再発防止などの雇用管理上必要な防止に対する措置義務が規定されました。

◇女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）の改正

令和元（2019）年に改正され、労働者101人以上の民間事業主に対して、女性の活躍に関する状況や課題に関する情報の公表、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが義務づけられることになりました。また、地方公共団体には、地域における推進計画の策定に対する措置義務が規定されました。

◇働き方改革実行計画の策定

平成28（2016）年に、少子高齢化に取り組むため、すべての人が、個性と多様性を尊重され、あらゆる場所で活躍し、生きがいを感じることができる、いわば全員参加型の一億総活躍社会の実現に向けた「ニッポン一億総活躍プラン」が策定されました。また、平成29（2017）年には、非正規雇用の処遇改善、長時間労働の是正、柔軟な働き方がしやすい環境整備、女性・若者の人材が活躍しやすい環境整備などの9つの分野について方向性を示す「働き方改革実行計画」が策定されました。

◇政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の制定

平成30（2018）年に、政治分野における男女共同参画の推進のため、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的に、衆議院・参議院および地方自治体議会の選挙において男女の候補者数ができる限り均等になることをめざして「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されました。

国及び地方公共団体の責務として、「政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする」と規定されました。

◇DV^{*P95}防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）の改正

平成26（2014）年に一部改正され、法律婚または事実婚の配偶者（婚姻関係を解消した場合の元配偶者も含む）に加え、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者も法が適用されることになりました。令和元（2019）年の一部改正では、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童相談所との連携が規定されました。

◇ストーカー^{*P95}規制法（ストーカー^{*P95}行為等の規制等に関する法律）の改正

平成25（2013）年に改正され、ストーカー^{*P95}行為の禁止命令を出す権限が被害者の居住地だけでなく、加害者が住む地域を管轄する公安委員会にも付与されました。また、被害者から拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信する行為を規制対象としました。平成28（2016）年の改正では、連続してブログやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）^{*P95}等の個人のページにコメントを送るなどのインターネット上のつきまといも規制対象に加えたほか、罰則の強化や非親告罪化、警告を経なくても禁止命令等を可能にするなどの制度の見直しを行いました。

◇リベンジポルノ被害防止法（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律）の制定

平成26（2014）年に、私的に撮影された性的な画像などを撮影対象者の同意なくインターネットなどに公表する行為を規制する等の内容からなる「リベンジポルノ被害防止法」が制定されました。

◇刑法の改正

平成29（2017）年に改正され、強姦の被害者に男性も含めるとともに、性犯罪の被害者の性別を問わない内容に変わりました。また、「強姦罪」から「強制性交罪」への名称変更や非親告罪化、法定刑の引き上げが行われました。

(3) 東京都の動き

東京都は、平成 12（2000）年に「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、平成 14（2002）年には、男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート 東京プラン 2002」を策定し、その後、5年ごとに改定が行われています。

平成 29（2017）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づく「東京都女性活躍推進計画」と、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV^{*P95}防止法）に基づく「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画で構成する「東京都男女平等参画推進総合計画」が策定され、「働く場における女性に対する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）^{*P95}の促進」、「働き方の見直しや、男性の家庭生活への参画促進を通じたライフ・ワーク・バランスの実現」、「地域社会とのかかわりを通じた働く場にとどまらない活動機会の拡大」、「男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組」の4つを重点課題としています。

また、同年、いわゆるJKビジネス^{*P95}と呼ばれる主として女子高校生による接客サービスを売り物にする営業を規制し、青少年の健全な育成を阻害する行為及び青少年を被害者とする犯罪を防止することを目的として、「特定異性接客営業等の規制に関する条例」が制定されました。

平成 30（2018）年には、性自認や性的指向^{*P95}等を理由とする差別の解消及び不当な差別的言動の解消への取組について規定する「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」が制定され、令和元（2019）年には、同条例に基づき、「東京都性自認及び性的指向^{*P95}に関する基本計画」が策定され、「（1）声を上げられない当事者に寄り添い、（2）多様な性のあり方を尊重し合う風土を醸成し、（3）オール東京で誰もが輝ける社会を実現する。」の3つの基本方針を掲げ、誰一人取り残されることなく輝ける東京を創出することを目指して取組が進められています。

(4) 多摩市の動き

本市では、昭和59（1984）年に発足した「多摩市婦人問題懇話会」からの提言等をもとに、他市に先駆けて昭和61（1986）年に「多摩市婦人行動計画」を策定しました。平成6（1994）年には「女と男がともに生きる行動計画」として計画を改定し、平成13（2001）年、平成18（2006）年の改定を経て、平成23（2011）年の改定では、「政策・方針決定過程への男女共同参画の推進」、「男女平等・男女共同参画意識の啓発と教育・学習」、「女性の人権尊重と人権擁護のしくみづくり」、「女と男がともに働きやすく生活しやすい環境づくり」、「特に困難な状況にある人々への支援」、「男女平等・男女共同参画の実現に向けた総合的な推進」を基本目標に掲げ、これまで様々な取組を推進してきました。平成28（2016）年には社会状況の様々な変化に柔軟に対応するため、必要な見直しを行いました。

また、平成26（2014）年1月には、市民参画のもと「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」（以下、「条例」という。）を制定し、男女平等参画社会の実現に向けた市・市民・事業者の責務や市が取り組む施策などを定めるとともに、「女と男がともに生きる行動計画」を同条例に基づく計画として位置づけました。

令和2（2020）年1月には、本計画である「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画」策定の基礎資料とするため、男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査、2月に多摩市職員意識及び実態調査を実施しました。

さらに、本市では、平成11（1999）年9月に「多摩市立TAMA女性センター条例」を制定し、「多摩市立TAMA女性センター」（以下、「TAMA女性センター」という。）を本市における男女平等参画推進の拠点施設として開設しました。

TAMA女性センターでは、女性の社会的地位の向上や男女平等の推進を図るため、市民に女性問題に関する学習の機会や、市民同士の交流・活動の場を提供するなど様々な取組を行っています。

多摩市章



多摩市章は、昭和40（1965）年に制定されました。多摩市の「多」を、ハトがはばたいて飛び立つ姿にたとえて表したもので、特に真ん中の線は未来への限りない躍動と平和を力強く表しています。